

由 沢 文 夫 吉 田 満 男	原村議会議員 穂高町議会議員	由沢文夫後援会 吉田みつお後援会	諏訪郡原村13526-1 南安曇郡穂高町大字有明6316	由 沢 文 夫 吉 田 満 男	15.4.11 15.3.24
--------------------	-------------------	---------------------	---------------------------------	--------------------	--------------------

選挙管理委員会

選告示第41号

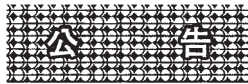
次の者から、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、届出事項の異動の届出がありました。

平成15年9月11日

長野県選挙管理委員会委員長 中 村 幸 枝

届出団体	届出者氏名	池 田 典 隆	
	公職の種類	長野県知事	
	資金管理団体の名称	池田ふみたか後援会	
	届出告示年月日番号	平成12年8月28日付け選告示第44号	
届出事項	異動事項	主たる事務所の所在地	
	異動内容	新	長野市南高田2200-11
		旧	長野市西尾張部200-1
届出年月日		平成15年4月22日	

選挙管理委員会



公告

長野県平成15年度第1回公募公債を、次のとおり募集します。

平成15年9月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 発行者の名称 長野県
- 発行総額 金200億円
- 発行目的 平成15年度一般会計事業費に充当
- 証券の種類
1万円、10万円及び100万円の3種とし、無記名式利札付に限る。その分割又は併合はしない。
- 利率 年1.0パーセント
- 発行価額 額面100円につき 金 99円85銭
- 償還金額 額面100円につき 金 100円
- 償還の方法及び期限
元金は、平成20年9月25日にその全額を償還する。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
- 利息支払の方法及び期限
利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成16年

3月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月25日及び9月25日の2回におおその日までの前半か年分を支払う。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

発行日の翌日から平成16年9月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもってこれを計算する。

償還期日後は、利息を付けない。

10 申込期日 平成15年9月12日

11 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

12 払込期日 平成15年9月26日

13 募集の受託会社 株式会社八十二銀行

14 引受及び募集取扱会社

株式会社八十二銀行（代表）

株式会社みずほコーポレート銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社長野銀行

長野信用金庫

株式会社三井住友銀行

三菱信託銀行株式会社

株式会社りそな銀行

長野県信用農業協同組合連合会

松本信用金庫

上田信用金庫

諏訪信用金庫

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

長野県信用組合

大和証券エスエムビーシー株式会社（代表）

日興シティグループ証券会社

野村証券株式会社

三菱証券株式会社

UFJつばき証券株式会社

新光証券株式会社

みずほインベスターズ証券株式会社

中央証券株式会社

ワールド日栄証券株式会社

15 登録機関 株式会社八十二銀行

16 応募者利回り 年1.031パーセント

財政改革チーム

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年 9月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部管財課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成15年 8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 落札金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成15年 6月30日

(別表)

調達番号	落札に係る物品等の名称及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	ロータリ除雪車 (2.2m級) 4台	株式会社前田製作所 長野市篠ノ井御幣川 1095 番地	108,150,000 円
2	除雪トラック (7 t、A反転付、4×4) 3台	中部日産ディーゼル株式会社 長野販売本社長野支店 長野市東和田 890 番地	52,920,000 円
3	除雪グレーダ (3.7m級) 2台	東日本キャタピラー三菱建機販売株式会社 長野支店 更埴市大字屋代 2716 番地 1	36,015,000 円
4	除雪ドーザ (13 t、SA、 サイドシャッター付き) 6台	古河機械販売株式会社 東京都千代田区内神田二丁目 15 番 9 号	132,300,000 円
5	路面清掃車 (真空式、リアリフトダンプ式) 1台	三井物産マシナリー株式会社 松本営業所 松本市島立 1096 番地 1	25,074,000 円

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年 9月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び予定数量
次の物品の印刷物製造の請負

ア	積算基準及び標準歩掛	計画調査編	歩掛編	206冊
イ	積算基準及び標準歩掛	計画調査編	電算編	160冊
ウ	設計積算参考資料	計画調査編		211冊
エ	計画調査関係単価表			205冊

- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入日
平成15年10月24日
- (4) 納入場所
長野市内の別に指定する場所
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格

としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
ア 日時 平成15年9月24日 午前11時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年9月24日 午後3時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 人権センターながの
- 3 代表者の氏名
中山英一
- 4 主たる事務所の所在地
長野市中御所町3丁目2番地22号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、部落差別をはじめ一切の差別の撤廃をはかるため、歴史、社会、経済、法律、文化、教育、福祉、運動に関わる調査、啓発活動を実施するとともに、会員相互の研修や、人権確立にむけた県民の意識向上をはかり、一人ひとりが創造し、実践し、つながっていくために寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成16年度長野県工科短期大学校学生(大学入学資格検定合格者入学試験による選抜分)を次のとおり募集します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 募集人員
募集人員は、次のとおりとします。

学 科	募 集 人 員
生産技術科	若 干 人(注)
制御技術科	
電子技術科	
情報技術科	

(注) 4科合わせての募集人員です。

- 2 出願資格
長野県内に在住する者で、大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者及び平成16年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- 3 出願条件
本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者
- 4 出願手続
 - (1) 提出書類
ア 入学願書(本校所定の用紙によります。)
イ 志望理由書(本校所定の用紙により、本人が作成したもの)
ウ 文部科学大臣が発行する大学入学資格検定合格証明書及び合格成績証明書(合格見込者にとっては、合格見込成績証明

書)。

なお、高等学校等において修得した科目があり、受験科目が免除されている場合は、その免除された科目の高等学校等の調査書もあわせて提出してください。

エ 健康診断書(本校所定の用紙により、出願前3月以内に受診したもの)

オ 住民票1通(出願する3月以内に発行された、記載内容が最新のもの)

カ 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはってください。)

キ 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはってください。)

5 入学審査料

入学審査料(18,000円)は、長野県収入証紙により納付してください(入学願書にはって、消印しないでください。)

6 受付期間

平成15年10月14日(火)から10月22日(水)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、10月22日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

7 受付場所

上田市大字下之郷813-8(郵便番号 386-1211)

長野県工科短期大学校 教務学生課

8 受験票の交付

(1) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(2) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

9 入学審査

(1) 方法

入学審査は、書類審査、筆記試験(小論文)、人物考査(自己アピール及び面接試験)及び身体検査(健康診断書による。)に基づいて行います。

(2) 日時及び場所

ア 日時 平成15年11月6日(木)

イ 場所 上田市大字下之郷813-8 長野県工科短期大学校

10 合格者の発表

平成15年11月13日(木)午前9時に、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

なお、本試験に合格しなかった者は、平成16年度長野県工科短期大学校学生の募集(平成15年6月19日付け公告)の2に定めるところにより、一般入学試験に出願することができます。

11 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県工科短期大学校教務学生課(電話 0268-39-1111)に行ってください。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

県営大深山区土地改良事業の変更計画を定めましてので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営大深山区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年9月12日から10月14日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡川上村役場

土地改良課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年9月15日に開催を予定していた小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年9月13日に開催を予定していた松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年9月13日に開催を予定していた高森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年9月11日

長野県長野技術専門校長 小林 計 正

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等及び数量

自動制御実習システム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年10月17日

(4) 納入場所

長野県長野技術専門校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市篠ノ井布施五明755-2

長野県長野技術専門校 管理課

電話 026(292)2341

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成15年9月24日(水) 午後5時

イ 場所 長野市篠ノ井布施五明755-2

(郵便番号 388-8011)

長野県長野技術専門校

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月25日(木) 午前11時

イ 場所 長野県長野技術専門校 会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書の作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書のとおりです。

産業活性化・雇用創出推進局



長野県訓令第13号

麻薬取締員

麻薬司法警察手帳規程(昭和28年長野県訓令第22号)の全部を次のように改正し、平成15年10月1日から施行します。

平成15年9月11日

長野県知事 田中 康 夫

麻薬取締員証規程

(目的)

第1条 この訓令は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

(麻薬取締員証)

第3条 麻薬取締員証の様式は、別記様式のとおりとする。

(身分証及び記章の提示)

第4条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

(麻薬取締員証の携帯)

第5条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証が紛失することのないように特に留意しなければならない。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(届出)

第6条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければならない。